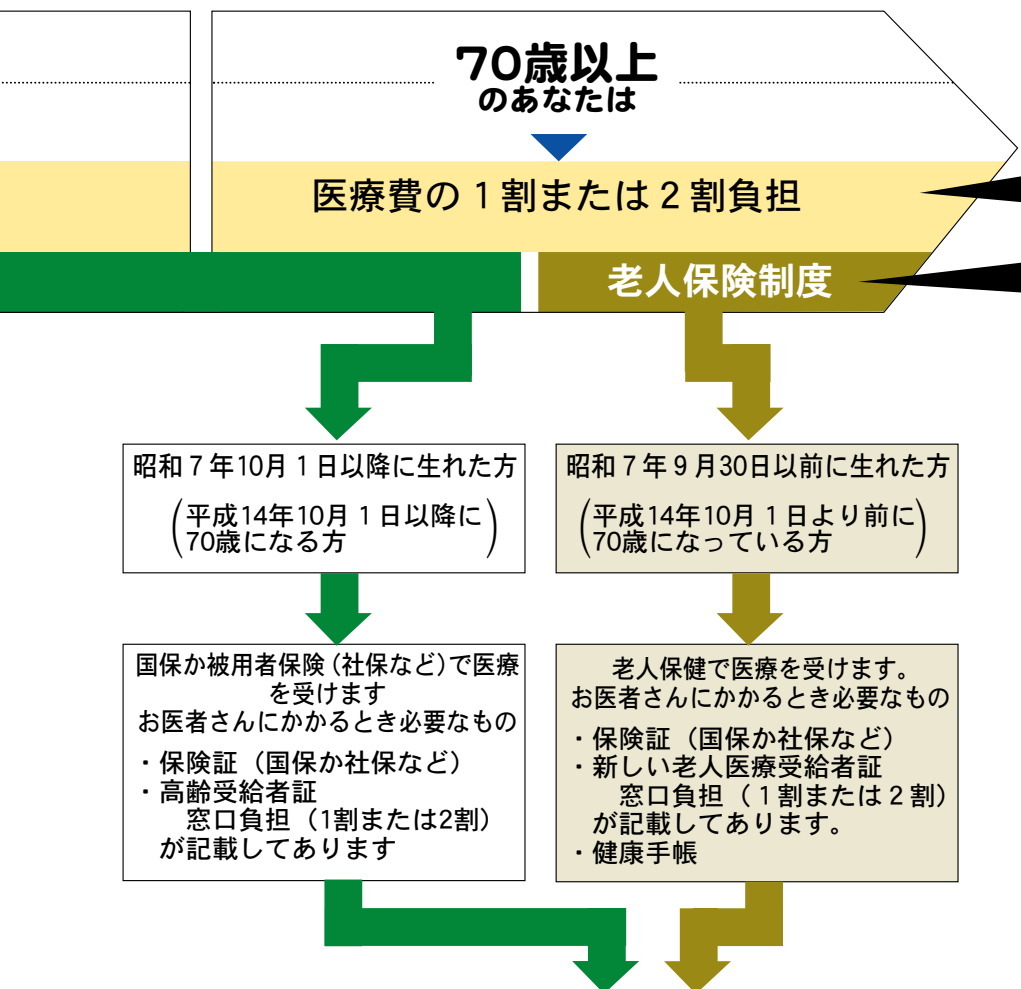


老人保健が変わりました

○老人保健制度の対象となる年齢が **70歳から75歳**に変わりました。

○70歳以上の方の窓口負担が世帯の所得の状況によって
1割または2割負担になりました。

ここが変わりました



70歳以上の方は、所得に応じて医療費の1割または2割負担となりました。

老人保健の対象年齢が70歳から75歳に引き上げられました。
平成14年10月1日以降に70歳になる人は75歳になるまで老人保健の対象にはなりません。
ただし、70歳以上の方の病院での負担割合は老人保健該当者の方と同じです。
※寝たきりの状態など、一定の障害がある65歳以上の方で村から認定を受けた場合は、これまで通り老人保健の対象です。

ここが変わりました

70歳以上の方の窓口負担(共通)

- 所得に応じた医療費の負担となります。
- 医療費の負担が下表の限度額を超えたときは、申請することで超えた分の払い戻しが受けられます。

区分	患者負担限度額	
	外来(個人ごとに計算します)	世帯単位で入院と外来が複数あった場合は合算します。
一定以上※3 所得者	40,200円	72,300円 + (かかった医療費 - 361,500円) × 1% (40,200円)
一般	12,000円	40,200円
住民税非課税	II※4	24,600円
	I※5	15,000円

※3 同一世帯に一定の所得以上(課税所得が124万円以上)の70歳以上の方又は老人保健対象者がいる方。ただし、70歳以上の方及び老人保健対象者の収入の合計が、一定額未満(単身世帯の場合:年収450万円未満、二人以上の世帯の場合:年収637万円未満)である旨申請があった場合を除きます。

※4 住民税非課税の世帯に属する方。

※5 住民税非課税の世帯で、世帯員の所得が一定基準に満たない方。

※ () 内の数字40,200円は年4回以上、高額療養費を受けた場合の4回目以降の患者負担限度額。